

令和4年度会計年度任用職員(短時間医師)募集案内

令和5年2月1日
昭和病院企業団

昭和病院企業団会計年度任用職員の任用等に関する規程(令和2年企業管理規程第8号)に基づき、令和5年度に会計年度任用職員(短時間勤務の医師)となる人を、次のとおり募集します。

1 職種、診療科及び職務内容

職 種	医師・歯科医師 (会計年度任用職員:短時間)
診 療 科	公立昭和病院の各診療科等
職 務 内 容	各診療科での外来、病棟又は中央手術室等における診療業務等

2 応募方法等

提出書類	①任用調書、②医師(歯科医師)免許証の写し、③専門医・認定医等資格証の写し、④保険医登録票の写し ※①任用調書は当院指定様式を使用してください。 ※初回は①～④の書類を提出していただきますが、再度の任用の場合は、提出書類を省略いたします。
申込書等の請求方法	希望者に郵送いたしますので、ご連絡ください。
申込方法	【持参】 受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から17時までです。 場所：公立昭和病院 本館3階 秘書室
	【郵送】 宛先：〒187-8510 (住所不要) 公立昭和病院 秘書室
受付期間	随時受付しております。
注意事項	記載事項に不備がある場合、書類をお返しすることがあります。 ※地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は、申し込みできません。

3 選考方法等

(1) 選考方法

原則として、書類審査及び面接により実施します。(一部省略する場合があります。)

(2) 選考日程

随時

4 合格発表

選考後、応募者へ合否の結果を通知いたします。

※なお、申込書等の記載事項に虚偽等があった場合、合格を取り消す場合があります。

※合格発表について、合否のお問い合わせにはお答えできません。

5 勤務条件等

任用期間	原則として、採用日から令和6年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合や当該職の継続状況等により、再度任用する場合があります。 ただし、再度任用した場合の最長任用期間は、令和7年3月31日です。
勤務時間	原則月21日未満、又は1日7時間45分未満
給与・報酬	当院規程に基づき支給
服 務 等	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。

6 個人情報の取り扱いについて

今回の採用選考の実施に際して取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務手続き以外に使用することはありません。また、申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。

7 その他

日本国籍を有しない方の選考方法は、日本国籍を有する方と同一です。書類審査は日本語で行います。回答・書類への記載も日本語で行っていただきます。

※就労が制限されている在留資格の方は応募できません。

8 問い合わせ先

公立昭和病院 秘書室

〒187-8510 東京都小平市花小金井八丁目1番1号

電話 042-461-0052（代表）内線3206

FAX 042-464-7912